

# 6月議会に向けて

埼玉県和光市議会議員 菅原 満

客員研究員(2012年6月号)

## 【議会の役割、議員の使命・・・】

議会基本条例、議員の政策能力の向上云々、議会や議員に対する指摘や批判が行われてきています。

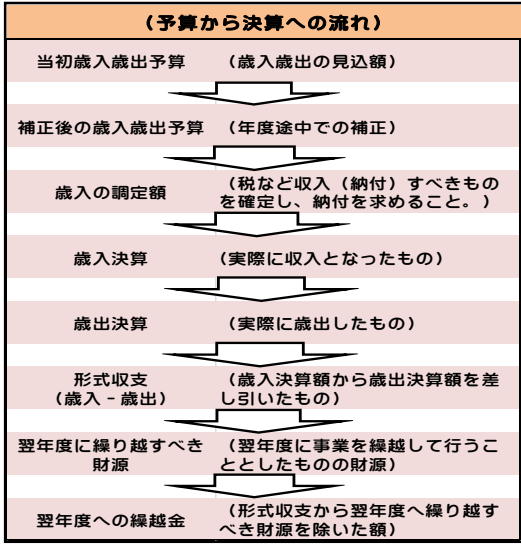
改めて確認しますが、議員の権限については、地方自治法に定められています。第九十六条から第九十九条の二まです。第九十六条では、「条例を設け又は改廃すること。」「予算を定めること。」「決算を認定すること。」などが規定されています。

議会（議員）が条例をつくる機会も出てきています。しかし、議員が属する自治体の例規も読んでいないということでは、役割を十二分に果たすことが困難になります。議員としての役割を果たしていくためには、自治体の決める「関係法令や例規などを把握しておくことが当然必要なこととは言ってもありません。」

## 【「税」、「財政」、「文書（法規）」・・・】

行政運営は、税金、交付金、使用料手数料、負担金、借金、料金が主な財源となっています。

借金（地方債）の償還は、税金で行うこととなるので、行政運営のほとんどは、税で賄われていることとなります。交付税交付金も元は税金です。やはり税で賄われていると言えます。



税金、使用料手数料、負担金は、法律や条例に基づいて徴収されます。起債も法令に従って財源とします。事務事業の執行や将来の街づくりをみて、「財源手当てをする」、「その財源は法律条例に根拠を求め、手続きを行う」ということから、議員は絶えず法律条例、あるいは規則、要綱を把握しておくことが大切です。

これは、歳入のみならず、特に歳出の手続きにおいては重要なチェック項目となります。繰返しになりますが、地方自治関係の法令、自治体の例規はきちんと確認しておくことが肝要です。

## 【予算書・決算書を読み込む・・・】

昨年の統一選から一年が経過しました。予算書決算書をどう読み込むのか、また、活用していくのか。中には、解りにくい

用語やことばも並んでいます。例えば、ひと口に「委託料」といっても統計の扱いにより違いがあります。

さらには、予算書決算書には、「款、項、目、節」と配列されています。これは、地方自治法施行規則(省令)において「予算の調整の様式は、別記の通りとする。」と定められていることによります。

**決算の調整の様式も同じく規則で定められています。**  
 予算決算と併せて提出する添付書類も定められています。実際の審査では、他にも各議会で要求する資料があるかと思えます。地方自治法や地方財政法など関係法令や条例規則などを、やはり確認しておくことが大事です。

【予算から決算への流れ：】

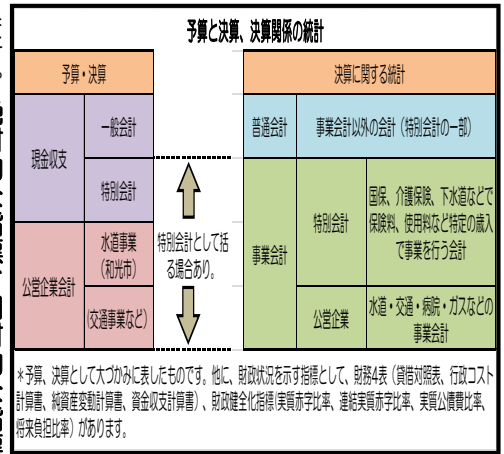
前頁の表ですが、予算から決算までの流れを示したものです。一年間のお金流れですが、予算決算の審査時だけではなく、時々々の議会で歳入状況、執行状況、各会計間流用の状況などを確認しておくことが必要です。

一般質問という提案、提言ということにどうしても偏りがちになります。予算を審査して決算まで事務事業の執行状況、収入・支出の状況や手続きを確認する機会を失うことがないようにしておくことが考えられます。

例えば、予算審査の際に重要と思われた事項や、他の自治体での事故例などを参考に、財務上重要な点を確認しておくことが挙げられます。

【財政用語や仕組みを把握・・・】

自治体会計は単式簿記、現金会計として批判がありま



ます。絶対的な指標、相対的な指標と、それぞれの内容や目的をきちんと捉えて利用していくべきです。

【よそがやっているから・・・】

よく「よその自治体が行っているからうちでも…」ということが聞かれます。しかし、自治体はそれぞれ固有の条件を抱えています。参考にはしても、直接採り入れることには慎重であるべきです。さもないと、「パッチワーク」の条例、施策に陥る虞があります。

【震災復興・震災対策・・・】

まだまだ、震災に係る対策が必要とされます。震災への備えと共に、復興に当たっては、特に、震災瓦礫の処理については、最終処分場の確保が大きな課題です。

す。曰く、複式簿記ではないため、ストック状況が明確ではない。

しかし、自治体会計は、現金主義であり、お金のフローをきちんと把握しておくことは重要だと考えます。自治体会計にもいろいろな指標がつけられてきてい